

従業員の老後を、より豊かにできる新制度
中小企業の従業員のiDeCoに上乘せ

iDeCo+
プラス

イデコプラス



中小企業限定の
新しい制度です!

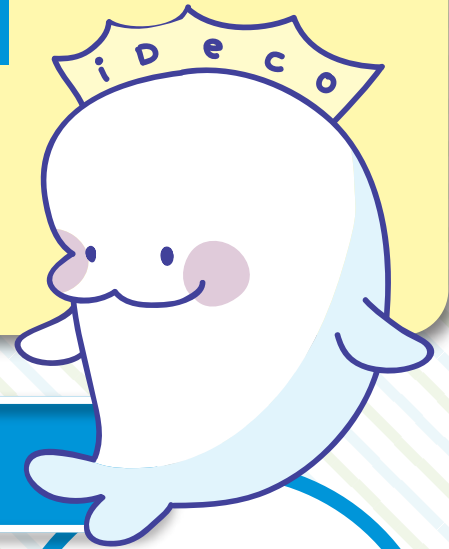
従業員が
加入している
iDeCoの掛金に
追加で拠出!



iDeCoとは？

イデコ＝個人型確定拠出年金

自分で決めた額(掛金)を積み立てて運用し、60歳以降に受け取る年金です。公的年金にプラスできる「もうひとつの年金」で、大きな税制優遇が特徴です。



3つの税制優遇

掛金は
全額
所得控除!

運用益も
非課税で
再投資!

受け取る
ときも大きな
控除!

ご注意事項

積立金の運用は加入者ご自身の責任で行われ、受け取る額は運用成績により変動します。／運用商品の中には、元本確保されない商品もありますので、商品の特徴をよく理解した上で選択してください。／iDeCoは、老後の資産形成を目的とした年金制度であるからこそ、税制優遇措置が講じられています。このため、原則60歳まで積立金を引き出すことはできませんので、ご注意ください。／加入期間等に応じて受給できる年齢が決まります。／手数料がかかります(運営管理機関や商品によって異なります)。／運用資産には、別途、特別法人税が課されますが、現在、課税が停止されています。

詳しく知りたい方へ

iDeCo公式サイト

www.ideco-koushiki.jp

イデコ

検索



イデコダイヤル



0570-086-105

ナビダイヤル® 050で始まる電話でおかけになる場合は03-6731-9898

受付時間平日9:00~17:00

※土・日・祝日、年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません。

※イデコダイヤルでは、ご加入のお申し込みはできません。お申し込みは、各運営管理機関へ直接お願いいたします。※このナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも1分10円の通話料金がかかります。また、携帯電話からおかけになる場合は、全国どこからでも20秒10円の通話料金がかかります。※03-6731-9898におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

私たちの「老後」は20年以上!

豊かな老後を過ごすためには
今から備えを始めることが大切です。

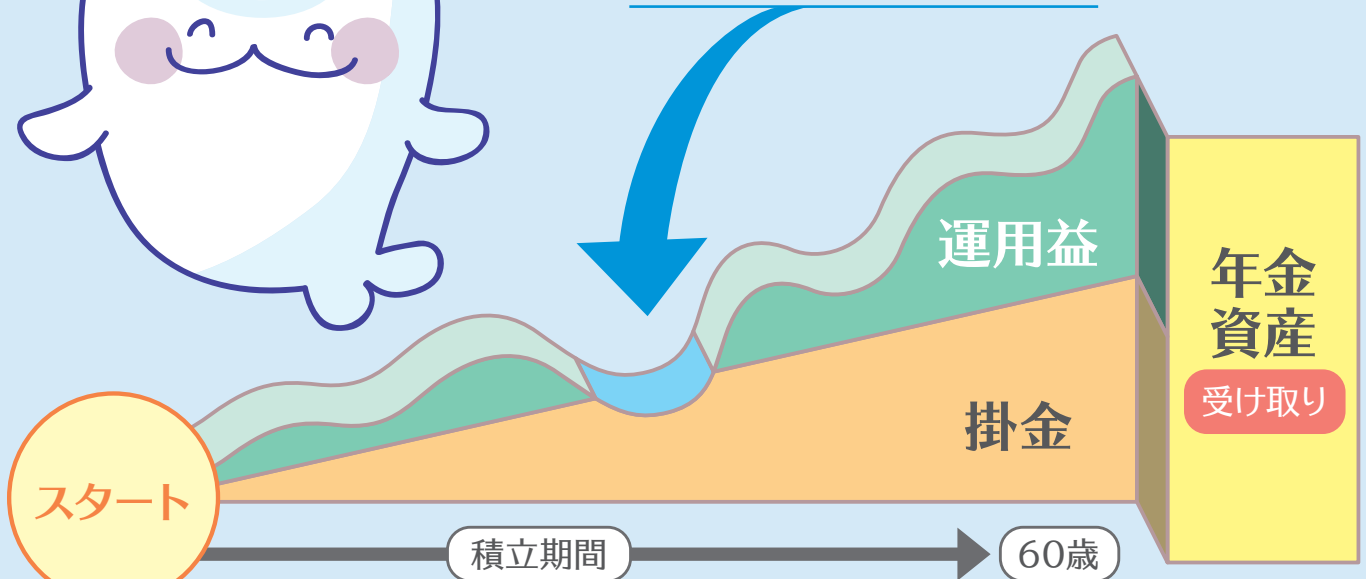
豊かな老後に
必要な資金



iDeCo
公的年金にプラスできる
「もうひとつの年金」を!



「元本確保型」の商品もありますが
投資信託等の商品の場合は
元本を下回る可能性もあります。



掛金を決める



月々5,000円から始められて、
1,000円単位で自由に設定できる。

**全額
所得控除!**



運用する



自分のニーズに合わせて
商品を選んで運用できる。

**運用益が
非課税!**



受け取る



60歳以降、
受け取り時期を選ぶ。

**受け取る時も
大きな控除!**



**年金が
増える!**

**税が
軽減
される!**

従業員のiDeCoに上乘せ

中小企業のために生まれた



事務負担の大きさ等から、企業年金の導入が難しいと考えていた事業主の方でも、比較的少ない負担で実施できる、新しい制度です。

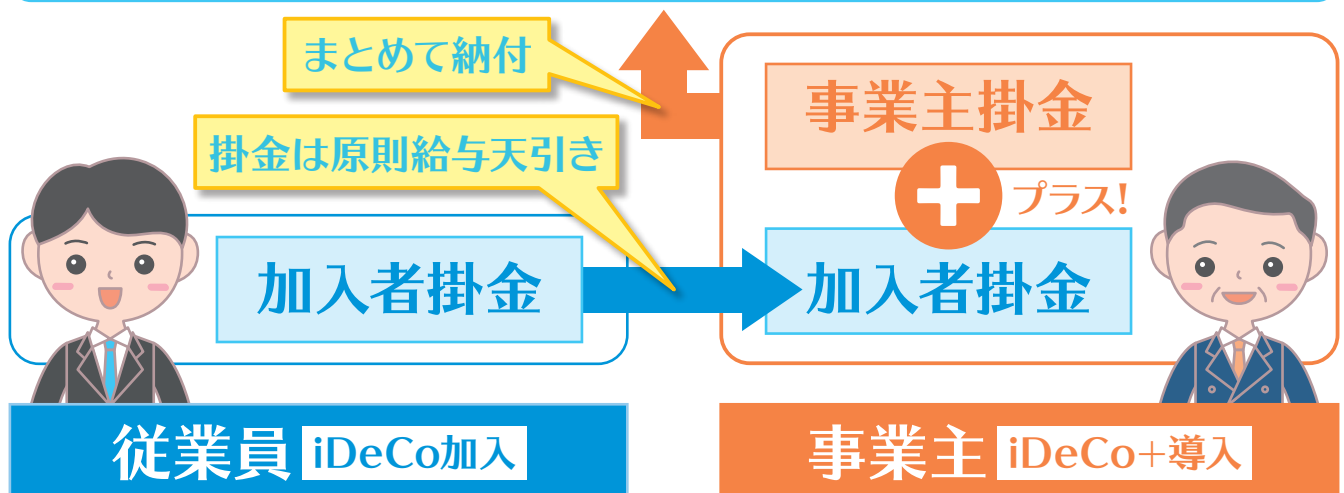
従業員のiDeCoに上乘せし、老後をサポート

従業員がiDeCoに加入している場合、その掛金に追加して事業主が掛金を拠出。従業員の老後の所得確保をサポートできます。



※企業型確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金を未実施の、従業員100人以下の中小企業に限ります。

国民年金基金連合会(iDeCo実施機関)



※拠出対象者となる従業員の同意が必要です。同意を得られない従業員については、強制できません。

できる「iDeCoプラス」

事業主にも うれしいメリット

事業主が拠出した掛金は、全額が損金に算入されるというメリットもあります。従業員の老後を豊かにできることに加え、税制面でもうれしい制度です。

「iDeCo+」の概要

項目	内容
事業主要件	企業型確定拠出年金、確定給付企業年金及び厚生年金基金を実施していない事業主であって、従業員(第一号厚生年金被保険者。以下、同じ。)100人以下の事業主。ただし、同じ事業主が複数の事業所を経営している場合、全事業所の従業員の合計が100人以下であることが必要です。
拠出対象者	iDeCoに加入している従業員のうち、事業主掛金を拠出されることに同意した加入者。 ※拠出対象者に一定の資格(職種、勤続年数)を設けることも可能です。
掛金設定	加入者掛金と事業主掛金の合計額は、月額5,000円以上23,000円以下の範囲で、加入者と事業主がそれぞれ1,000円単位で決定できます。加入者掛金を0円とすることはできませんが、事業主掛金が加入者掛金を上回るとは可能です。また、一定の資格ごとに掛金額を設定することも可能です。
納付方法	加入者掛金と事業主掛金を事業主がとりまとめて納付します。
労使合意	事業主掛金を拠出する場合に、労働組合もしくは労働者の過半数を代表する者の同意が必要です。また、掛金額を変更する際にも同様の同意が必要です。

iDeCo+
プラス

導入までの流れ



1

制度導入の検討

「iDeCo+」を実施できる事業主の要件を満たしているか確認し、開始時期や拠出対象者の資格範囲を検討します。

2

掛金の設定

事業主掛金の額を検討・決定します。

3

労使合意

労働組合もしくは労働者の過半数を代表する者に対して、「iDeCo+」の実施について提案・協議を行い同意を得ることが必要です。

4

届出書類を作成・届出

拠出開始月の前月20日までに、国民年金基金連合会へ申請書類を2部提出します。

\「iDeCo+」よりもっと手厚く! /

事業主が掛金拠出する「簡易型DC制度」

企業型DCと個人型DCの違いとは？

確定拠出年金(DC)は、積み立てた掛金で自ら運用商品を選択・運用し、掛金とその運用益との合計額をもとに給付を受け取る年金制度です。掛金を企業が拠出する「企業型」と加入者本人が拠出する「個人型」があり、以下のような違いがあります。

「企業型」と「個人型」の主な違い

	企業型DC	iDeCo (個人型DC)
実施主体	厚生年金適用事業所の事業主	国民年金基金連合会
加入できる方	上記に使用される従業員 (第一号又は第四号厚生年金被保険者)	基本的に20歳以上 60歳未満のすべての方
掛金の拠出	事業主が拠出※1	加入者本人が拠出※2
税制措置	事業主掛金は全額損金算入	加入者掛金は全額所得控除

※1 労使合意により加入者本人も掛金を拠出可能。 ※2 「iDeCo+」の導入により事業主も掛金を拠出可能。

簡易型DC制度とは？

企業型DCの設立条件をある程度

パッケージ化することで、必要書類を削減して手続きを簡素化した、中小企業向けのシンプルな制度です。

※事業主要件: 使用する従業員(厚生年金第一号被保険者。以下、同じ。)が100人以下の事業所の事業主。
ただし、事業主が複数の事業所を経営している場合、全事業所の従業員の合計が100人以下であること。
※制度対象者: 上記の事業主に使用される従業員。

簡素化された事務作業を行えば、簡単に企業年金を導入できます。

メリット①

制度設計がシンプルに!

- 事業主掛金が定額となることで、掛金額の算定が簡単に。
- 加入者資格の設定が不要になり、事務負担が軽減。
- 少ない商品数(2本以上)でも実施できる。
- 上記のように、制度設計がシンプルであり、事業主や従業員にも分かりやすい。

メリット②

手続きも簡単に!

- 規約申請時の主な必要書類が13種類から5種類に。
- 規約変更時の添付書類・手続きも一部省略可能。



「iDeCo+」等を導入することで 福利厚生が充実し、 人材確保や長期勤続にも つながります。

大企業に比べると、中小企業は福利厚生制度の充実が後回しになりがちです。しかし、就職・転職活動時に、福利厚生は多くの方が重視する項目です。また、既存の従業員のモチベーションを向上させたり、平均勤続年数を伸ばしたりするためには、「この会社なら安心して働き続けられる」という信頼感を持ってもらうことも大切。その点で、企業年金制度の導入等は、福利厚生を充実させる、重要な施策のひとつであると言えるでしょう。

そんな背景のもと、2018年に新しく導入された「iDeCo+」は従業員が加入しているiDeCoに企業が掛金を上乗せするだけ、「簡易型DC制度」は簡単な事務作業で企業年金を導入可能と、少ない負担・手間で福利厚生を拡充できる制度。優れた人材を採用し、長く働いてもらうためにも、導入を検討してはいかがでしょうか。



法改正により2018年5月1日からスタート!
従業員100人以下の中小企業をサポートする、
2つの制度をご紹介します!!



iDeCo+
プラス

従業員が加入するiDeCoに、企業が追加で掛金を拠出できます。
従業員の老後をより豊かにできるとともに、
掛金が全額損金算入される事業主にもうれしい新制度です。

iDeCo+の詳細は▶P3~P4

簡易型DC制度

企業型DCの制度設計や必要な手続きを簡素化し、
少ない事務負担で導入しやすくなった企業年金制度です。

簡易型DCの詳細は▶P5

iDeCoやiDeCo+の
お問い合わせ先はこちら

iDeCo www.ideco-koushiki.jp
公式サイト



国民年金基金連合会コールセンター ☎0570-003-105

※050で始まる電話でおかけになる場合は03-6632-2724(一般電話)

簡易型DCの
お問い合わせ先はこちら

地方厚生(支)局の保険年金課
もしくは企業年金課に
お問い合わせください。

各局の
ホームページへは
こちらから

